

令和5年10月からインボイス制度が始まります。「インボイスの事務作業が大変そう・・・」との声をお聞きします。そこで、アシシステム短信はインボイスについてTKC発行の冊子より質問の多かったものを抜粋し掲載します。

インボイス制度：開始に向けて準備すべきことは？



当事務所では、インボイス制度開始に向けて、左記の冊子に関与先さまへお配りしております。お手元がない方がいらっしゃいましたら、担当者にお申し付けください。

今回は、この冊子の21ページから抜粋したものを記載しています

簡易課税方式(事業者)を選択している場合について

○簡易課税制度はインボイス制度と併用できますか？

簡易課税制度とインボイス制度は併用可能です。簡易課税制度では課税売上高をもとに納付する消費税額を計算するため、インボイスなど請求書の保存は仕入れ控除の要件から外されます。

簡易課税制度とは

基準期間の課税売上高5000万円以下の事業者が届出書を事前に提出することで適用ができます。ただし、一度適用した場合、2年間継続した後でなければ適用を取りやめることができません。

課税仕入れ等の消費税額が「課税売上げに係る消費税額×みなし仕入率」により計算されます。インボイス制度において仕入控除を受けるには、原則インボイス等の保存が求められますが、簡易課税制度では実際の課税仕入れ等の税額計算する必要がありませんので、事務負担は軽くなります。

アシシステム税理士法人では、関与先様に向けて、「オンライン インボイス実務セミナー」を開催しております。詳しくはQRコードからご確認いただきお申込みください。



～今月の短信トピックス～



・インボイス制度 免税業者との取引

免税事業者はインボイスが発行できない・・・注意点は



TKC全国会

アシシステム税理士法人

魚津本社 ☎ 0765(22)5737 FAX: 0765(24)6500

富山事務所 ☎ 076(461)7401 FAX: 076(461)7402



皆様の周りに経理指導をして欲しい方はおられませんか？担当者までお問合せください。

